

事前質問の回答

1. 本年7月に提出した質問書と回答について、委員全員で共有して頂きたく説明をお願いします。

- 1) 臨時運営協議会開催と質問についてお願い。
- 2) 臨時運営協議会開催と質問についてお願い。回答。

(回答)

本日、委員の方にご報告させていただきました。

3) 運営協議会委員と八丈町民に広報をお願いしましたがどのようになりましたか。

(回答)

本件は、運営協議会資料として島嶼一組ホームページで後日公開させていただきます。

4) 三宅島からの焼却灰が主灰と飛灰の混合だった件を、「広報で住民に知らせる。」というお話しでしたがどのようになりましたか。

(回答)

本件は、補足説明が必要で、焼却灰には主灰・飛灰・混合灰と大きく3つの種類があり、これを搬出する時に袋の種類を表示してもらうことになっているが、三宅の灰は袋の表示と中身の灰の種類が違っていたので、これは問題であって広報すべきではないかという主旨です。島嶼一組では、灰の種類は全ての袋を開いて中身を確認してその種類を判断してから、それぞれの灰を適切な方法で埋め立てており、これは灰の種類によって埋立の仕方を変えているためにそのように区別の判断をしているものですが、決して袋を開けずに袋の表示のみを鵜呑みにして行っているわけではなく、表示と中身が違っていた場合は各町村に注意指導しますが、表示と中身が違っていた場合があったからといって、直ちに特段の問題や支障があるというわけではありません。

2. 安全管理マニュアルについて教えて下さい。

1) 埋立作業について

埋立作業は「遮水シートを破損する恐れのある廃棄物は（鋭利なもの、堅いものなど）は、目視確認の上除去するとあります。

一組のホームページで紹介されている「八丈最終処分場における地下水と安全性について」のP56「焼却灰の埋立方法」には、「鋭利な物」として釘が埋め立てられていますがどのような内容なのか説明をお願いします。

(回答) <別紙【焼却灰の埋立方法】で説明>

埋立作業では、異物が混入していないかどうか目視により確認し、除去しています。ご指摘の資料は、八丈町議会全員協議会での説明資料ですが、これは、万が一焼却灰（主灰いわゆる燃え殻）の中に釘や針金等の鋭利な物が入っていたとしても、遮水シートの上には保護する覆土を敷いて、さらにその上に鋭利な物が入っていない飛灰をフレコンの袋ごと埋立して、さらにその中に主灰を埋立しているので、「シートには危険が及ぶことはありません。危険が及ばないように埋立方法を工夫しています」という説明であり、「主灰の中には当然釘が入っています」というということを説明したものではありません。

ごみを出す際にきちんと分別されていれば、焼却灰に鋭利な物が混入することはあり得ないわけで、島嶼一組としても作業の安全確保の面からも焼却灰への異物の混入は無くして欲しいと考えておりますので、委員の皆様も島民の方にごみ出しルールの徹底を働きかけていただきますようお願い申し上げます。

2) 埋立地の水たまりについて

埋立地内に「水たまりの発生がないか目視による点検」を行うことになっていますが、事業開始からの水たまり状況（日数もしくは出現回数）を教えてください。

(回答)

水たまりについては、八丈島の土は粘土分が多いため、埋立地の覆土に使うと水たまりができやすいということはありません。ただ、これは埋立地の表面に発生する一時的な現象、まさに地表面の水たまりで解消されるものですので、処分場の安全性という面からすれば全く問題のないものです。点検を行うのは、発生状況によっては埋立作業に支障を生じる可能性もありますので、もし著しい支障が生じることとなった場合は、管理受託者の報告等によって新たな排水施設を設けることも検討しますので、その基礎資料として将来のために記録しているものです。したがって、点検は行っていますが日数や回数の集計は現在行っておりません。

埋立地内「遮水シートに大きな水圧をかけることは好ましくないため、極力、埋立地内には浸出水を貯留しないようにする。」「転圧した廃棄物は必ずしも透水性が良くない。したがって将来集水しがたくなった場合は、浸出水を速やかに排水する方策を講じる。例えば、竪型ガス抜き管に接続する水平ドレーンなどを設置する方策が考えられる。」となっていますが、これまでどのような方策を講じ、どのような効果がありましたか。

(回答) <別紙【降雨量と浸出水量のグラフ】で説明>

降水量と浸出水量の時間的關係から、これまでのところ雨が降った後の埋立地内の浸出水は速やかに集水され排水されていることが確認できますので、現状の集排水方法で現在は特段問題ないと考えています。

3) 八丈島水海山処分場ならではの運営管理マニュアルの作成について

運営協議会は、「周辺の環境を保全し、住民生活の安心及び安全を確保する観点から、処分場運営等について確認又は協議することを目的としています。」

今年度におきましても上流のモニタリング井戸には水がたまらず、井戸底に置かれたバケツ水を調査対象としています。環境省が良いと判断したからそれで良いというわけではなく、住民が安心安全と思える運営管理マニュアルが必要と考えます。

(回答)

上流のモニタリング井戸に関しては、これまでも何度もご説明させていただいたとおり、特段の問題があるわけではなく、八丈町議会全員協議会においても理解が得られたと考えています。また、廃棄物処理法により、最終処分場の設置や維持管理の技術基準は環境省が定めることになっており、その環境省の判断に従うのは公的機関として当然のことですので、技術基準に則っている以上、現在の管理方法で十分安全が確保されていると考えています。

業務に従事している地元業者の意見も踏まえ、水海山処分場に適した運営管理マニュアルを協議する「委員会の設置」を提案します。

(回答)

実際に管理に携わるのは地元の管理受託業者ですので、その意見を踏まえ管理マニュアルを作成するのはもちろんその通りです。また、運営協議会において出された意見も管理マニュアルの改訂に活用してまいりますので、運営協議会とは別の新たな委員会を新たに設ける必要性はないと考えています。

4) 水質検査の立ち合いについて

毎月東京から来る業者さんの水質検査に立ち会っていますが、今月は立ち会うことができませんでした。地元住民としては、できる限り立ち会うことを望みますので、今後は水質検査日の公表と連絡をお願いします。

(回答)

水質検査は法令に基づき実施しているものであり、検査結果は、水質検査の「実施日」を含めて公表しておりますが、水質検査の関係者に対しての必要な連絡は現在も行っているため、水質検査の「予定日」を公表する必要性はないと考えています。

現在、地元住民へ水質検査予定日の連絡を行っていますが、これは地元住民から自主的な水質検査を処分場内で行いたいという要望があり、事故防止の観点から、島嶼一組の水質検査に合わせて実施するという条件で処分場内への立ち入りを認めている関係上、連絡を行っているものです。したがって今後も処分場内での水質検査を行いたいと希望される場合は、必ず事前に連絡をいただき、島嶼一組の水質検査に合わせて行っていただきますようお願いいたします。

3. 規約改正の提案

佐藤キエ子氏（日本大学文理学部地球システム科学科元教授）は、「水海山の降水量を測定したところ、雨量の多さのため欠測がたびたびあった場所。」（南海タイムス）と語っています。

平成 27 年度におきましては雨水で処分場内がプール状態になりました。

八丈島の地質、火山噴火史を研究して 20 年になる千葉大学大学院理学研究科の津久井雅志准教授は、「最終処分場計画地・水海山で、過去にも何度も洪水があったことを示す土石流の堆積物が見つかった。（中略）普段は水の流れがなくとも、台風や集中豪雨のときには周囲に降った雨が斜面に沿って集まり、泥や砂とともに路面を流れる。また、計画地周辺は急斜面であるため、手が加えられると不安定になり崩れやすくなるという。」（南海タイムス）と確認しています。

平成 26 年度におきましては、処分場排水が流れる下流域で土砂が崩れたのは、昨年の運営協議会で周知の通りです。

(説明)

「処分場の排水が流れる下流域で土砂が崩れた」のは事実ですが、「処分場の排水と土砂崩れには何の因果関係もない。すなわち、処分場の存在によって土砂崩れが起こったわけではない。土砂崩れは、処分場の有無に関わらずあくまで自然現象で発生したもの」ということは昨年の運営協議会でご説明させていただいたとおりです。

私たちは今年度におきましても安全性の確認から、「臨時」運営協議会の開催を求めましたが、「必要性はない」との見解で、これまで一度も開催されていません。

要綱には、(会議の開催)について、委員はその 3 分の 2 以上の多数が必要と認めるときはいつでも座長に会議の招集を求めることができる。とされていますが、「臨時」運営協議会の開催を求めるには現実的でなく、「前」要綱通り 2 分の 1 以上で開催できるよう要綱の変更を提案します。

(回答)

「前」要綱の 2 分の 1 以上の要件は、当時は運営協議会の開催目的が工事の施工状況の確認であったため、過半数の委員の要望があれば「現場の視察（現場の工事施工状況を確認す

る)」という意味合いで設けていたものです。一方、現在は稼働中となりましたので、「施設の見学」や「ご質問等の個別のお問い合わせ」はいつでも受け付けております。したがって、運営協議会については、施設の年間の維持管理状況を中心として報告する、定例の毎年の運営協議会を基本として、臨時運営協議会については必要に応じて、例えば「事故が発生して環境に影響を与える恐れがある」というようなことが考えられるといった場合に開催するということになります。したがって、現要綱にある委員の3分の2以上の要件というのは、大多数の委員が臨時運営協議会の開催が必要であると思うような状況のときに、開催がなされないような特異な事態を想定したものになっており、通常はそのようなことはあり得ないことをご理解ください。

4. 17年間の埋立について

水海山は、4000人を超える署名とともに処分場計画の見直しを求める住民の要請があった上で建設された処分場です。当初20億円だった建設予算費は7億円追加され27億円となりました。この7億円については、各方面に波紋を広げ「地盤改良費は、事前になんの連絡もなく、いきなり出てきた。これは一組への信頼性が揺らぐ問題。7億円の増額がわかっていれば、計画推進の要望は出さなかった。」(南海タイムス)と言う声があったほどです。

私たちは水海山処分場の建設が進む上で、ごみのイベントや会報の発行を行い住民のみなさんに「ごみの削減」を発信してきました。町、民間企業は古紙・ダンボールのリサイクルをスタートさせ、婦人部のみなさんは生ゴミの削減を全島に広めてくれました。このような八丈町全体の取り組みで焼却灰の量は計画を大きく下回っています。

ごみの削減は、17年間に埋め立てる焼却灰量を少しでも少なくし、安全安心に水海山処分場の運用を終えたいという島民の思いが行動に移されたものです。

一組のみなさんは、住民説明会、工事説明会、運営協議会で「処分場の運用は17年間。」と私たちに説明してきました。水海山処分場のパンフレットにも埋め立て年数は17年と掲載されていますが、一組職員さんの人事異動が行われるたびに変わる「説明のあいまいさ、重なる変更」から17年間で本当に運用が終わるのか心配している島民がいます。

一組議会にて確認のうえ承認して頂き、「処分場の運用が17年間で終わる」ことを八丈島町民に広報にてお約束していただけますようよろしくお願いします。

(回答)

ご指摘のとおり、当初は埋立容量49,500立方メートルを17年間で使う計画でしたが、住民の皆様の努力などでごみの発生抑制やリサイクルが進んでおり、現状では計画を大きく下回る埋立量となっています。しかしながら、将来的な別の新たな処分場の建設は各町村の財政負担を大きくすることにもなりますので、当処分場の運用年数については、今後の埋立状況などをみながら適切な時期に各町村全体で協議して再度検討することになるかと思えます。